

島田市告示第273号

島田市被災中小企業者等再建事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年12月28日

島田市長 染谷 絹代

島田市被災中小企業者等再建事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、令和4年台風第15号(以下「台風」という。)により被害を受けた中小企業者等の事業の再建及び継続を支援するため、当該者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則(平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業者、小規模企業者及び一次産品加工団体をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するもの(小規模企業者を除く。)をいう。
- (3) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 一次産品加工団体 一次産品の加工を行う団体で市長が認めるものであって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 被災事業拠点 中小企業者等が市内において所有し、又は賃借する事務所、工場、事業場、店舗、倉庫、宿泊施設その他の建物又は工作物のうち、台風による被害を受けたもの(中小企業者等が専ら事業の用に供する部分に限る。)をいう。
- (6) 被災機械設備等 中小企業者等が市内において所有し、又は賃借する地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第4号に規定する償却資産、同法第145条第3号に規定する自動車又は同法第442条第3号に規定する軽自動車等(以下「機械設備等」という。)のうち、台風による被害を受けたもの(専ら事業の用に供するものに限る。)をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となるもの(以下「補助対象者」という。)は、中小企業者等であって、令和4年9月23日時点において市内で事業を営んでおり、かつ、今後も事業を営む意思があるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、静岡県から同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けようとするもの又は受けているものは、補助対象者としない。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、次に掲げる経費(令和4年9月23日以降で補助金の交付の決定の前に着手したものを含む。)とする。

- (1) 被災事業拠点の修繕に係る経費

- (2) 被災機械設備等の修理に係る経費
  - (3) 被災機械設備等が台風による被害を受ける直前に有していた機能と同程度の機能を有するものとして市長が認める機械設備等の購入に係る経費（当該被災機械設備等の修理が困難であると市長が認める場合に限る。）
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費
- 2 前項の規定にかかわらず、国、県等の補助金等の交付を受ける経費については、補助対象経費としない。
- （補助額等）

第5条 補助金の額、補助上限額及び補助下限額は、次の表のとおりとする。

補助対象者の区分	補助金の額	補助上限額	補助下限額
中小企業者	補助対象経費の額（当該経費について保険金等が支払われる場合は、補助対象経費の額から当該保険金等の額を控除した額。以下この表において同じ。）の2分の1以内の額	500,000円	50,000円
小規模企業者及び一次産品加工団体	補助対象経費の額の3分の2以内の額	500,000円	50,000円

- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
  - 3 補助金の交付は、一の補助対象者につき、1回とする。
- （交付の申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、市長が別に定める日までに、規則第13条第1号アに規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
  - (2) 規則第13条第3号に規定する収支予算書
  - (3) 被災事業拠点等一覧表（様式第2号）
  - (4) 被災証明書の写し
  - (5) 補助対象経費に係る見積書等の写し
  - (6) 事務所又は事業所の所在地及び現在行っている事業活動の内容が分かる書類
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、この告示の施行の日において既に事業が完了している場合又は市長がやむを得ない事情があると認める場合にあつては、市長が別に定める日までに被災中小企業者等再建事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 事業実績書（様式第1号）
  - (2) 規則第13条第3号に規定する収支決算書
  - (3) 被災事業拠点等実績一覧表（様式第2号）
  - (4) 被災証明書の写し
  - (5) 補助対象経費に係る領収書の写し

- (6) 事務所又は事業所の所在地及び現在行っている事業活動の内容が分かる書類
  - (7) 事業を実施したことが分かる写真
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (交付の条件)

第7条 規則第5条第1項第1号の市長が定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容の変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする  
こと。
- (2) 補助対象経費の20パーセントを超える額の変更をしようとする  
こと。

2 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の終了後5年間は、市長から求め  
があった場合は、当該事業に関する書類を提出しなければならないこと。
- (2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれら  
の帳簿及び書類を補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の終了後5年間保  
管しておかなければならないこと。

(交付決定等の通知)

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第13条第4号アに規定する補  
助金交付決定通知書により、補助金の交付の申請をしたものに通知するものとし  
る。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第2項に規定する被災中小企業者等再建事業費  
補助金交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と  
認めるときは、被災中小企業者等再建事業費補助金交付決定通知書兼交付確定通知  
書（様式第4号）により、補助金の交付を申請し、及び実績を報告したものに通知  
するものとする。

(変更の承認)

第9条 補助金の交付の決定を受けたものが第7条第1項各号に規定する変更をしよ  
うとするときは、規則第13条第5号に規定する補助金交付変更承認申請書に次に掲  
げる書類（当該変更に係るものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない  
い。

- (1) 変更事業計画書（様式第1号）
- (2) 規則第13条第3号に規定する変更収支予算書
- (3) 変更被災事業拠点等一覧表（様式第2号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する補助金交付変更承認申請書が提出された場合において、  
その内容を適当と認めるときは、規則第13条第6号に規定する補助金交付変更承認  
書により、当該申請をしたものに通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定（第8条第2項の規定に係る補助金の交付の決定を除  
く。）を受けたものは、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金  
の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日（令和4年度に補助金の  
交付の決定を受けたもので令和5年度に事業が完了するものにあつては、令和6年

4月10日)のいずれか早い日までに、規則第13条第7号に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
  - (2) 規則第13条第3号に規定する収支決算書
  - (3) 被災事業拠点等実績一覧表
  - (4) 補助対象経費に係る領収書の写し
  - (5) 事業を実施したことが分かる写真
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (交付確定の通知)

第11条 市長は、補助金の額を確定したとき(第8条第2項の規定に係る補助金の額を確定したときを除く。)は、規則第13条第8号に規定する補助金交付確定通知書により、補助金の交付の決定を受けたものに通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助金の交付の確定を受けたものが補助金を請求しようとするときは、前条に規定する補助金交付確定通知書又は第8条第2項に規定する被災中小企業者等再建事業費補助金交付決定通知書兼交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、規則第13条第9号に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限の期間)

第13条 規則第12条の5ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間(同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間)とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までに第8条第1項に規定する補助金交付決定通知書により交付の決定を受けたものに係る補助金の交付については、第10条から第13条までの規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

4 附則第2項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までに第8条第2項に規定する補助金交付決定通知書兼交付確定通知書により交付の確定を受けたものに係る補助金の交付については、第12条及び第13条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第6条、第9条、第10条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 被害の内容

(1) 被災事業拠点及び被災機械設備等の名称及び所在地

(2) 被害の状況

2 事業のスケジュール

実施（予定）時期	内 容	備 考

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

4 今後の事業予定

今後も市内で事業を営む意思がある。（ はい ・ いいえ ）

5 担当者

所属・役職	
氏 名	
電 話 番 号	
E - m a i l	

様式第2号（第6条関係）

被災事業拠点等一覧表（変更被災事業拠点等一覧表、被災事業拠点等実績一覧表）

番号	区分	名称・用途	設置場所	概要	被害状況	復旧方法	事業費 (円) A	受取保険金額 (円) B	補助対象経費 (円) C = A - B
	<input type="checkbox"/> 建物・工作物 <input type="checkbox"/> 機械設備 <input type="checkbox"/> 車両 <input type="checkbox"/> その他					<input type="checkbox"/> 修繕・修理 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	<input type="checkbox"/> 建物・工作物 <input type="checkbox"/> 機械設備 <input type="checkbox"/> 車両 <input type="checkbox"/> その他					<input type="checkbox"/> 修繕・修理 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	<input type="checkbox"/> 建物・工作物 <input type="checkbox"/> 機械設備 <input type="checkbox"/> 車両 <input type="checkbox"/> その他					<input type="checkbox"/> 修繕・修理 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	<input type="checkbox"/> 建物・工作物 <input type="checkbox"/> 機械設備 <input type="checkbox"/> 車両 <input type="checkbox"/> その他					<input type="checkbox"/> 修繕・修理 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	<input type="checkbox"/> 建物・工作物 <input type="checkbox"/> 機械設備 <input type="checkbox"/> 車両 <input type="checkbox"/> その他					<input type="checkbox"/> 修繕・修理 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
						合計金額			

(注)

- 1 変更被災事業拠点等一覧表の場合は、変更前の内容を括弧書きし、その下に変更後の内容を記載すること。
- 2 「概要」の欄は、階高、床面積、型式、仕様等を記載すること。
- 3 「受取保険金額」の欄は、申請者を契約者とする保険又は共済により台風による被害に対して支払われる保険金（共済金及び給付金を含む。）の額を記載すること。

様式第3号（第6条関係）

被災中小企業者等再建事業費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

島田市長

住 所 { 法人その他の団体にあつては、  
その主たる事務所の所在地 }  
氏 名 { 法人その他の団体にあつては、  
その名称及び代表者の氏名 }  
電話番号

被災中小企業者等再建事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請し、及び実績を報告します。

1 交付申請額

円

2 添付書類

- (1) 事業実績書（様式第1号）
- (2) 規則第13条第3号に規定する収支決算書
- (3) 被災事業拠点等実績一覧表（様式第2号）
- (4) 被災証明書の写し
- (5) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (6) 事務所又は事業所の所在地及び現在行っている事業活動の内容が分かる書類
- (7) 事業を実施したことが分かる写真
- (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第4号（第8条関係）

被災中小企業者等再建事業費補助金交付決定通知書兼交付確定通知書

第 号  
年 月 日

様

島田市長



年 月 日付けで申請があった被災中小企業者等再建事業費補助金について、次のとおり決定し、及び確定します。

1 交付決定及び交付確定額 円

2 交付の条件

島田市補助金等交付規則及び島田市被災中小企業者等再建事業費補助金交付要綱を遵守すること。